

ひたちなか市教育委員会会議録

令和3年 第10回 ひたちなか市教育委員会 8月定例会 会議録					
令和3年8月24日(火)		開会 午後3時30分		閉会 午後4時43分	
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室2				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 西野 信弘	委 員 石川 拓也	委 員 朝日 淳子	委 員 岡本 修
○欠席委員					
○会議に出席 した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			湯浅 博人	出席
	参事（教育担当）			大内 保広	出席
	総務課長			一木 宙	出席
	参事兼指導課長			高橋 重樹	出席
	技正兼施設整備課長			澤島 恵一	欠席
	学務課長			根本 光恵	欠席
	青少年課長			川上 篤	欠席
	中央図書館長			大和田 千鶴子	欠席
	○事務局員	総務課係長			二川 和久
総務課主事			山崎 佑太	出席	
その他	その他（1）	6月定例市議会における教育委員会関係事項について【公開】			
	その他（2）	学校における文書の配布等の基準について【公開】			
	その他（3）	9月からの学校の対応について【非公開】			

令和3年第10回ひたちなか市
教育委員会8月定例会会議録

開会 15:30

教育長 (あいさつ、開会の宣言)

その他(1) 6月定例会市議会における教育委員会関係事項について

教育次長 まず初めに、補正予算についてご説明します。この補正予算につきましては、コロナに関連する交付金を財源とした補正となっております。教育委員会としましては、6点ほど6月の定例会に上程をしたところでございます。1点目は教育指導費ということで、感染拡大に伴い、6月に予定をしておりました修学旅行が中止となっております。それに伴いまして、義務教育学校を含む中学校8校分のキャンセル料が発生しております。その金額が516万3千円ということで、こちらを補正予算で計上したところでございます。次に2点目として、コロナに関する貧困等により、最近生理の貧困ということが騒がれております。こういったものやネグレクト等によって生理用品を購入することができない児童生徒を支援するために、保健室等に生理用品を購入して整備するというところで、小・中・義務教育学校合わせて95万7千円の予算を計上いたしました。3点目、4点目は関連がございます。大型のモニターについて、これは大型提示装置といいまして、テレビ、モニターとしての役割と電子黒板としての役割を果たすものとなります。こちらの大型提示装置につきましては、現在1人1台タブレット、ICT教育というところに力を入れておりますので、全ての普通教室に配置をしようということで今回補正予算に計上をしたところです。小・中・義務教育学校合わせて、本体代が5280万円、電源コンセントを増設するための予算として、設計業務委託料が1117万円、工事費が1389万円を合わせて計上したところでございます。5点目、6点目についても関連がございます。義務教育学校と公立幼稚園にコロナ対策としての衛生用品の購入費用を計上しているところであります。義務教育学校としましては24万円、公立幼稚園としましては178万5千円を計上したところでございます。

2ページ、3ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは6月定例会における一般質問になります。8人の議員さんから質問が出ております。1人目は加藤恭子議員から、最近よく言われているヤングケアラーについてのご質問、それから教育行政についてとしましては、小中学校等における英語教育の推進について、奨学金返還支援事業について、そして生理の貧困についてご質問がありました。この生理の貧困につきましては、6月定例会で補正予算を計上し

ておりましたので、このように生理用品を整備していくということで答弁をしたところでございます。2人目として大内健寿議員からは、子ども会のあり方についてということで、現在の加入率や課題、活性化に向けた施策についてご質問がありました。3人目の宇田貴子議員からは、保育園・幼稚園から小学校へのスムーズな接続ということで、子供が持つ荷物の重さの負担軽減、給食について入学後速やかに開始してはどうかということ、文字学習開始へのきめ細やかな支援をしていただけないかという質問がありました。それから成人式について、令和3年の1月に予定しておりましたが中止になっております。これについてのご質問もいただいたところでございます。4人目といたしまして海野富男議員から、本市小学校における教科担任制の導入と拡大についてということで、5点ほどご質問を頂いております。次に5人目といたしまして薄井宏安議員から、新たに開校した美乃浜学園について4点ほどご質問を頂いております。6人目に樋之口英嗣議員から、新中央図書館の建設についてということで、現在の中央図書館の利用状況について、新中央図書館建設に向けた現在の進捗状況についてご質問がありました。7人目に井坂涼子議員からは、子供たちに寄り添った教育環境の実現へ向けた取組ということで2点、こちらは2学期制の本格導入による展望と課題について、教育メールの拡充についてのご質問でございます。そしてもう1つ、学童について本年度5、6年生まで拡充をしましたが、これについての現状と課題についてのご質問でございます。8人目に弓削仁一議員から、小学校における配布物等についてということで、3月に引き続き小学校で配布された情報誌について、それから配布物等に関する規則についてご質問を頂いたところでございます。今回の質問に関しましては、懸案となっている事項はございません。すでに答弁をしまして、議員の方には納得していただいているというところでございます。後からお配りしたいと思うのですが、答弁内容の詳細については後程ご確認いただけたらと思います。私からの説明は以上になります。

【質疑、意見等】

朝日委員 生理の貧困についてなのですが、例えばお母さんがいらっしやらない父子家庭の子などには、丁寧にお話をされておいた方がいいのかなと思います。なかなかお父さんには言いづらいということもあると思います。そういった家庭の子には、心配しなくても大丈夫ということをちゃんと伝えてあげられるといいと、前回の定例会後、帰宅してから考えて気になりました。また、最近は生理がくるのが早くなっている子もいるので、5、6年生が対象というのは良いことだと思うのですが、3、4年生の女の子でも、もしかするといえるかもしれません。男性はわかりづらいかもしれませんが、例えば学校で生理になったと

いうと、おそらくどうしたらいいのかわからないと思います。女の子のお友達に相談できればいいのですが、友達にまだ生理になったことがある子がいないと、どうしたらいいのかわからないと思います。何年生が対象になるのかわからないのですが、女の子には早めに、こういったことがあったら保健室へ行って先生に相談するようにと話をしておいてあげると、困る子もいなくなるのかと思います。デリケートな話なので少し言いづらいところもあるのですが、座っているときになってしまうとイス等が汚れてしまったりするので、そのことを後から指摘されると、女の子としては、学校に行くのも嫌になってしまうくらい恥ずかしいことなので、それを前もって3、4年生の女の子に周知しておいてあげると、そういったこともなくなるのかなと思います。あとは、トイレの個室の中等に、貼紙等で何かあったら保健室においでといったことを掲示しておく、すぐに保健室に来て、困ることや大きな騒ぎになることもなくなるのかなと思います。こういったことを学校で気にかけていただけるといいと思いました。

その他（２） 学校における文書の配布等の基準について

総務課長 先ほど教育次長の議会の説明の中にもありましたが、弓削議員から学校の配布物に対する規則ということで、教育委員会としても、こういったものはきちんと作って、学校や配布を希望する方に示していかなければならないということで、この度、基準の案を作成いたしました。

目的としましては、働き方改革の観点もございまして、学校の配布物を仕分けするだけでも、学校の先生たちにはとても負担になります。そういったこともなるべく軽減していくことで、児童生徒に向かい合う時間も確保できるといったことを目的として、今回基準を作成させていただきました。配布物については大きく分けて2つに分けられます。個別に子どもたち1人1人に配布できるもの、それから全員ではなく、必要な人、好きな人が個別に取っていけばいいようなものについては設置ということで、昇降口等に自由に持っていけるようなコーナーを設置して、そこに置くものというように、大きく2つに分けました。資料の表を見ていただきますと、区分ごとに1番の市関係から8番のその他まであります。個別配布が可能なものにつきましては、市関係として市教育委員会からの配布物や、市長部局からのイベント等の案内、あとは県や各校のPTAからの通知等は、個別に配ることが非常に有意義であると考えられるため、個別に配布しても良いものとして整理をしました。次に昇降口等において自由に持っていってもらえるものについては、主なものとして、春先に非常に多いのですが、6番のスポーツ少年団の勧誘であるとか、文化、芸術系の教室の勧誘の案内等、こういったものは個別に配らなくても、非常に数も多

く時期もバラバラなため、興味のあるお子さんや保護者が持っていければいいと考えております。備考の欄に50部上限とすると記載していますが、適当な枚数を学校に置いていただいて、必要な人が持っていくというような区分けをしております。2つに分けたとお話をしたのですが、8番その他に校長先生の判断によるというものもいくつかあります。例えば、学校で使う教材等、家庭科で使う裁縫セットや技術家庭のセット等そういった物の案内については、教育委員会が間に入るのではなく、学校で個別に配布した方が購入もしやすいといったこともあるので、校長先生の判断で配布していただくように考えております。それから8番(2)の教育的・地域的に関係のあるものということで、例えば東石川小学校でいうと、商工会議所等からイベントの案内等が多くあります。地域性を非常に意識しているイベント等は、その地域限定になるため、学校の判断で配布してもいいと考えております。手続の概要についてですが、今までは市の教育委員会に来るものと、学校に直接依頼元が行ってしまうものと色々とありました。これからは教育委員会を一度通していただく事として、見本や配布の依頼文等を持ち込み、又はメールで送っていただきます。一旦教育委員会で内容を確認し、配布可能なものなのか、個別配布するのか、設置するのか等を教育委員会で区分けをしていきたいと思っております。そのように教育委員会で判断した上で、依頼元と学校に連絡をした後に配布といった手続をさせていただきたいと思っております。今までのように学校任せにすることは、やめていきたいと思っております。こちらの内容については、本日校長会の方でも説明しまして、校長先生方からのご意見等を頂いた上で、正式な基準として設けます。配布依頼をしたい団体等にも情報を知っていただかなくてはいけないため、HP等でも基準を周知していきたいと思っております。説明は以上になります。

【質疑、意見等】

石川委員 1点質問なのですが、任意団体等から配布をしていただきたいというお話があり、大きな学校だと学級数も多く、枚数が嵩むため大変なのですが、学校によっては申請書のようなものを作って、配布枚数等についてもきちんと行っている学校もあります。教育委員会を通す形になるので、簡単なものでも良いと思っておりますが、申請書のようなものを作ると、さらにしっかりとした形がとれるのではないのかと思っております。

総務課長 相手方との誤解が生じないためにも、そういった物は定めていきたいと考えております。

石川委員 何学年に配布するなど、教育委員会の方でも把握できるようになると思いま

すし、教育委員会も大変だと思いますが、そういった物ができると良いと思います。

その他（３） 9月からの学校の対応について

教 育 長 その他（３）については、公開することによって率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定によりまして、非公開にしたいと思います。非公開にするときは、討論を行わないでその可決を決定しなければならないとされていますので、この案件を非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（委員全員が挙手）

教 育 長 全員賛成ですので非公開といたします。

教 育 長 （閉会の宣言）

閉会 16：43